

公共交通事業者等からの移動円滑化実績等報告書の集計結果概要 (平成16年3月31日現在)

バリアフリー法に基づき、公共交通事業者等は毎年5月31日までに移動円滑化実績等報告書を提出しなければならないこととなっている。各事業者からの報告書の集計は以下のとおり。

○ 旅客施設(1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上のもの)

〈段差の解消〉

旅客施設全体 …44.1% (H14年度末39.4%)

	総施設数		移動円滑化基準(段差の解消)に適合している旅客施設数		総施設数に対する割合		
	H15年度末	H14年度末	H15年度末	H14年度末	H15年度末	対前年度増減	H14年度末
(目標値:100%/H22年)							
鉄軌道駅	2,735	2,739	1,200	1,068	43.9%	4.9%	39.0%
バスターミナル	43	45	31	32	72.1%	1.0%	71.1%
旅客船ターミナル	8	9	6	5	75.0%	19.4%	55.6%
航空旅客ターミナル	20	21	1	0	5.0% (100%)	5.0%	0.0%

- 「段差の解消」については、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準第4条(移動経路の幅、傾斜路、エレベーター、エスカレーター等が対象)への適合をもって算定。
- 航空旅客ターミナルについては、障害者等が利用できるエレベーター・エスカレーター・スロープの設置はすでに平成13年3月末までに100%達成されている。

〈視覚障害者誘導用ブロックの設置〉

旅客施設全体 …74.4% (H14年度末72.0%)

	総施設数		移動円滑化基準(誘導用ブロックの設置)に適合している旅客施設数		総施設数に対する割合		
	H15年度末	H14年度末	H15年度末	H14年度末	H15年度末	対前年度増減	H14年度末
(目標値:100%/H22年)							
鉄軌道駅	2,735	2,739	2,048	1,988	74.9%	2.3%	72.6%
バスターミナル	43	45	26	26	60.5%	2.7%	57.8%
旅客船ターミナル	8	9	4	4	50.0%	5.6%	44.4%
航空旅客ターミナル	20	21	9	7	45.0%	11.7%	33.3%

- 「視覚障害者誘導用ブロックの設置」については、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準第8条への適合をもって算定。

〈障害者用トイレの設置〉

旅客施設全体 …21.2% (H14年度末13.1%)

	総施設数		移動円滑化基準(障害者用トイレの設置)に適合している旅客施設数		総施設数に対する割合		
	H15年度末	H14年度末	H15年度末	H14年度末	H15年度末	対前年度増減	H14年度末
(目標値:100%/H22年)							
鉄軌道駅	2,605	2,607	540	326	20.7%	8.2%	12.5%
バスターミナル	35	34	15	14	42.9%	1.7%	41.2%
旅客船ターミナル	8	8	3	1	37.5%	25.0%	12.5%
航空旅客ターミナル	20	21	8	5	40.0%	16.2%	23.8%

- 「障害者用トイレの設置」については、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準第12条～14条への適合をもって算定。
- 総施設数については便所を設置している旅客施設のみを計上。

○ 車両等

	車両等の総数		移動円滑化基準に適合している車両等の数		車両等の総数に対する割合		
	H15年度末	H14年度末	H15年度末	H14年度末	H15年度末	対前年度増減	H14年度末
鉄軌道車両 (目標値:約50%/H22年)	51,005	51,136	12,086	9,922	23.7%	4.3%	19.4%
バス	58,335	58,801					
低床バス (目標値:100%/H27年)	—	—	10,492	8,095	18.0%	4.2%	13.8%
うちノンステップバス (目標値:約30%/H22年)	—	—	5,432	3,835	9.3%	2.8%	6.5%
旅客船 (目標値:約50%/H22年)	1,137	1,116	50	23	4.4%	2.3%	2.1%
航空機 (目標値:約65%/H22年)	473	465	152	114	32.1%	7.6%	24.5%

- 「移動円滑化基準に適合している車両等」は、各車両等に関する移動円滑化基準への適合をもって算定。
- 平成17年度末のバスの総数は、現時点での速報値である。